

短答過去問クリア・ブック（第1版）解説修正の追加

弁理士試験プログレッシブ

本書をご利用いただいております方々からのご指摘等により、解答解説について、以下の修正をいたします。

お手数ですが、ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

（1）142ページ：特実法・解答14-6（H21-59・解答）

枝1の解説を以下のとおり修正いたします（解答は、○のまま変更ありません）。

特92条③の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の「**当該特許権等が実施の事業とともに移転したとき**」はこれらに従って移転する【**特94条④**】。従って、甲の特許権が**一般承継により**実施の事業とともに移転した場合には、甲の通常実施権**も**、一般承継により移転することがある。よって、正しい。

（補足説明）本枝の問いに対して、直接的な解説とするため、上記のとおり修正いたします。

（2）256ページ：特実法・解答22-4（H17-58・解答）

枝5の解説を以下のとおり修正いたします（解答は、×のまま変更ありません）。

裁判所は、特許無効審判又は延長登録無効審判の審決に対する訴えについて、訴訟手続が完結したときは、**遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない【特182条】**。この場合、「特許庁長官からの求め」は条件とはされていないため、求めがなくても、**遅滞なく送付**しなければならない。よって、誤り。

（補足説明）本枝では、特182条、即ち、「裁判の正本の送付」の要否がポイントですが、特180条と混同し、「その旨の通知」の要否をポイントとした解説となっていたため、上記のとおり修正いたします。

(3) 346ページ：意匠法・解答3-7 (H21-38・解答)

枝口²の解説を以下のとおり修正いたします(解答は、×のまま変更ありません)。

後願の出願後に意匠公報が発行された先願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠は、意匠登録を受けることができない【意3条の2】。

但し、本枝では、出願AとBの出願人はいずれも甲で同一であるため、出願BをAの公報の発行日前までに行っていれば、登録を受けることができる場合がある【意3条の2但書】。よって、誤り。

(補足説明) 本枝は、「意匠登録を受けることができる場合はない。」という問いに対して、解答は×ですので、根拠として、「登録を受けることができる場合」を指摘する必要があります。しかしながら、解説は、登録を受けることができない理由の指摘になっていたため、上記のとおり修正いたします。

(4) 408ページ：意匠法・解答9-5 (H17-32・解答)

枝2²の解説5行目の根拠条文【著23条】を、【著21条】に修正いたします(解答は、×のまま変更ありません)。

(5) 492ページ：商標法・解答5-3 (H21-53・解答)

枝1²の解説を以下のとおり修正いたします(解答は、○のまま変更ありません)。

商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、「登録異議の申立てについての審理」、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる【商68条の40①】。この場合、「異議申立ての審理における補正」は、当該係属している異議申立て事件に関する手続(申立書等)の補正に限られ、既に登録され特許庁には係属していない「出願」手続について補正をすることはできない。よって、正しい。

(補足説明) 登録異議申立ての審理係属中に、「出願の願書に記載された指定商品等」の補正ができるか否かという本枝のポイントに対して、より直接的な解説とするため、上記のとおり修正いたします。

(6) 624 ページ：条約・解答 6-1 (H13-35・解答)

枝1の解説を以下のとおり修正いたします(解答は、○のまま変更ありません)。

優先日から 18 箇月を経過した時に、国際出願の**国際公開を行う必要がないこと**の宣言を行っている国のみの指定が含まれている場合には、その国際出願の国際公開は行わない【PCT64 条(3)(b)】。但し、この場合でも、**国際事務局は、出願人から請求があった場合には、国際公開を行う【PCT64 条(3)(c)(i)】**。よって、正しい。

なお、H15 の PCT 規則改正による**みなし全指定の導入に伴い** (PCT 規則 4.9(a)(i))、国際公開の**留保国**のみの指定が含まれているという状態は、国際出願日の時点では考えられないが、**出願人**の指定の取り下げにより (PCT 規則 90 の 2.2)、該当する可能性はある。

(補足説明) 本枝の問い(留保国のみ指定されている場合でも、出願人の公開請求があれば、国際公開されるか)に対して、直接的な解説とするため、上記のとおり修正いたします。

(7) 678 ページ：条約・解答 8-4 (H16-38・解答)

枝5の解説を以下のとおり修正いたします(解答は、×のまま変更ありません)。

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる【TRIPS 協定 21 条第 1 文】。この場合、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず【TRIPS 協定 21 条第 2 文】、即ち、事業の移転とともにする商標の移転又は事業の移転なしの商標の移転のいずれも認めなければならず、例外的に、商標が属する事業の移転とともにする場合のみ認められるとする条件を定めることもできる(「逐条解説 TRIPS 協定」(尾島明著) p.94、商 24 条の 2③)。よって、誤り。

(補足説明) TRIPS 協定 21 条第 1 文のみならず、同第 2 文も考慮した解説とするため、上記のとおり修正いたします。

(8) 694 ページ：条約・解答 8-12 (H21-39・解答)

枝2の解説を以下のとおり修正いたします(解答は、×のまま変更ありません)。

他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査「又は」他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する【TRIPS 協定 31 条(j)】。従って、必ずしも、「司法上の審査」と「他の独立の審査」の両方を経なければならないわけではない。よって、誤り。

(補足説明) 本枝の問いに対して、直接的な解説とするため、上記のとおり修正いたします。

以上